川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年 2 月14日提出 川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 の一部を改正する条例の一部を改正する条例

川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(平成30年川崎市条例第34号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

制定要旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定 障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正 する省令の一部改正に伴い、指定福祉型障害児入所施設を指定障害者支援施設 とみなす特例措置を延長するため、この条例を制定するものである。